

# 4-4 下扇原遺跡出土の植物遺存体

## はじめに

下扇原遺跡は、集落のほぼ全体を発掘した。この発掘調査において、植物遺存体を合計64基の遺構から検出し、整理及び分析を行った。

以下、下扇原遺跡における植物遺存体の検出について述べる。

## 1 目的

植物遺存体の検出を直接的な目的とした例、及び他の目的のために実施した作業の過程において副次的に植物遺存体も検出した例の2種類がある。

- (1) 動・植物遺存体の検出を目的とした例
- (2) ガラス小玉の検出を直接的な目的とし、副次的に植物遺存体を検出した例

## 2 方法

上記1の各目的に対して、各々以下の検出方法を用いた。なお、各例とも水洗には水道水を使用した。

- (1) 動・植物遺存体の検出を目的とした例

### ア 対象箇所選定

炉内とその周辺、炭化物の床面分布範囲等を選定

### イ サンプリング

炉内は半截し、炉内埋土が分層できる場合にはその層序毎に分別して全土壤を回収し、土嚢袋に保管

### ウ 水洗浮遊選別

熊本大学考古学研究室から水洗選別機を借用し、Water Floating Separation法にて植物遺存体等を水洗選別

なお、植物遺存体等の回収には0.4mm メッシュの篩を用いた。

### エ 分別

肉眼にて植物遺存体等を分別

なお、分別項目は米類、種子類、堅果類、炭化材、藁灰、その他であり、これに砂礫等の土壤、現生草木根等の挿雜物が混じる。

### オ 同定

植物遺存体のうち米類、種子類、堅果類について同定作業を実施

なお、同定は専門機関に委託し、4-5に結果を記している。

- (2) 副次的に植物遺存体を検出した例

### ア 対象箇所選定

各遺構の掘削段階において、目的とする微小遺物（ガラス小玉）を肉眼で確認した時点で、当該遺構の全掘削土壤を対象に選定

なお、調査の進展に伴い、貼床、ベッド状遺構等、住居施設の構築土壤にはガラス小玉、植物遺存体等がほぼ確認されないことが判明したため、当該遺構が住居址の場合は対象を住居址埋土に限った。

### イ サンプリング

当該遺構埋土の層序にしたがい、全土壤を回収し、土嚢袋に保管

なお、土層断面の検討により特定層が細分された場合は、セクション・ベルト等の残存土壤を細分層序にしたがって掘削・回収した。

### ウ 水洗選別

目的とする微小遺物検出のためプラスチック製漬物樽を水槽、蔬菜用ザルを篩として、Water Separation法にて土壤を水洗

この作業過程で植物遺存体が浮き上がった場合には、浮上した植物遺存体をアク取りをもちいて回収。また、水洗終了後にザル中に植物遺体が残存した場合には、肉眼で分別して回収。

なお、篩に用いたザルは1.8mm メッシュである。

### エ 分別

- (1)エに同じ

### オ 同定

- (1)オに同じ

## 3 対象

- (1) 動・植物遺存体の検出を目的とした例

住居址（56基）及びその他の遺構（3基）の炉内埋土

- (2) 副次的に植物遺存体を検出した例

住居址（23基）及び土壤（1基）の埋土

Tab.4-1 炭化材検出量一覧

試料採取箇所	出土量 (g)	出土例数
住居址	7,167	60
炉	2,718	56
埋土	2,631	53
焼土	56	8
搔出し	27	4
赤化部分	4	1
焼土塊	2,360	9
柱穴	12	6
埋土	12	1
堀方	0	6
埋土	2,063	18
埋土	1,652	12
柱穴内流入	148	1
炉の近辺	145	5
炭化物層	47	2
Kpit 内流入	43	5
焼土層	9	1
側壁溝流入	3	3
土器内流入	1	1
台石の近辺	1	1
清掃時に回収	14	6
堀方	14	1
土壤	1	1
その他の遺構	9	3

※ 出土例数は、遺構単位で算出している。

Tab.4-2 種子等の検出地点一覧

試料採取箇所	種子	炭化米	堅果類	果実核
住居址	35	13	11	2
炉	25	3	5	
焼土	8			
柱穴	4			
側壁溝	1			
埋土	19	12	7	2
円形周溝		1		
土壤	1			
その他の遺構	1			
包含層				2

※ 数値は、検出例数をあらわす。なお、包含層出土遺物は、目視採取のため、果実核のみの検出である。

## 4 結果

### 4-1 炭化材

炭化材の検出量をその出土箇所ごとに分別して Tab.4-1 に示す。

住居址出土の炭化材では、56基の炉跡から38%、9基の焼土塊から33%が出土しており、火處に炭化材が集中する。ただし、焼土塊から出土した炭化材のうち88%が1基の焼土塊から出土し、3基の焼土塊でほぼ100%を占める。このことは、焼土塊にも炭化材を含むものと含まないものの二種が存在することを示している。

埋土出土の炭化材（29%）のうち80%が特定の住居施設に関連しない埋土から検出されているが、これは住居址廃絶時の焚火等の行為（後述）を示している。なお、住居址埋土における炉の近辺とは、炉の直上に位置した埋土又は炉内へ流入した埋土であり、当該箇所出土の炭化材も、本来は炉に含まれる性格のものである。また、柱穴、Kpit 等、床面より低位の施設への流入埋土中に炭化物が多く認められる例も存在するが、一般的ではない。

貼床、ベッド状遺構等を形成する土壤内には、炭化材は含まれないと判断してよい。堀方からの出土例は、当該住居址が改築（拡張）された例からの検出であり、炭溜りとして目視確認がなされている。

土壤は焼土塊がつまっていた例、その他の遺構は炉址が確認され屋外炉の可能性が高い例である。

### 4-2 種子等

種子（アズキ他）、炭化米（コメ）、堅果類（すべてドングリの殻破片）、果実核（桃の核）について、その出土箇所を Tab.4-2 に示す。なお、同定作業を経ていない現在の結果であり、種子とした植物遺存体の中に炭化米が認められる等の理由により変更される場合があることを、あらかじめお断りしておく。

種子はアズキ他を確認しているが、詳細は同定結果を待ちたい。炉内検出例が多数を占めるが、アズキ等の豆類と考えられる種子が炉に多く、雑草の種子と考えられる例が埋土等から検出されている。すなわち、

炉外出土例は住居址廃絶時の焚火等の行為（後述）に際し、偶々か受熱した可能性が高い。

炭化米は少量での検出例が多く、1合以上の量がまとまった出土例は皆無である。意図的に火中に投じられた様子は認められず、1房以下の稻が偶々か受熱した結果である可能性が高い。

遺構からの堅果類検出例は、炉内のみである。埋土出土例は、住居址廃絶時の焚火等の行為（後述）に由来すると考えられる。なお、堅果類はすべて殻破片であったため、食料としての加工過程を経た後、燃料として焼却した可能性が高い。

完形に近い果実核は包含層出土例のみであり、遺構内出土例は破片での検出である。

(4) 火処以外の箇所での検出例の少なさは、当該遺構における火の管理精度が高いことを示している。

### 4-3 動物遺存体

動物遺存体は検出されていない。

## 5 予察

熊本県地域における弥生時代後期の住居址では、住居址の埋め戻し・遺物の投げ込み行為が観取され、住居廃絶時における祭祀行為が一般的に存在した。下扇原遺跡では、多くの住居址において廃絶時に床面での焚火等の行為があり、その直後に、埋め戻し、土器・ベンガラ等の廃棄又は据置が行われている。すなわち、住居址埋土の多くは住居廃絶時の祭祀行為に伴うものであり、包含される植物遺存体は焚火等の祭祀行為に伴うもの又は当該住居址外から流入したものであると考える。したがって、住居の使用に伴う植物遺存体検出例は、炉、焼土（焼土が集中した土壤塊）、柱穴（柱抜取痕への流入土壤を除く）と限ることが必要であろう。

上記の掣肘を加えたうえで、若干の予察を試みると以下のとおりである。

- (1) 遺存体は、火処に多く残存する。下扇原遺跡例では、住居使用時には炉、住居廃絶時には祭祀行為（焚火）が該当する。
- (2) 堅果類は、その殻破片が火処において燃料として焼却されている可能性が高い。
- (3) 炭化米は、1房以下の稻が偶々か受熱した結果である可能性が高い。

